

物品購入等入札注意事項

前 橋 市
前 橋 市 水 道 局

入札参加者は、この注意事項、設計図書、仕様書、入札公告、入札に関する関係法令等の規定を熟知して入札に参加しなければならない。

1 目的

前橋市が発注する物品の購入及び製造並びに役務等業務（以下「物品購入等」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合における取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）、前橋市契約規則（平成2年前橋市規則第4号。以下「契約規則」という。）、前橋市水道局契約規程（平成3年前橋市水道局管理規程第1号。以下「水道契約規程」という。）及び前橋市電子入札運用基準（物品・役務等用）（平成23年8月1日伺定め。以下「運用基準」という。）に定めるところによるもののほか、この注意事項の定めるところによる。

2 一般競争入札参加の申出

一般競争入札に参加しようとする者は、公告において指定した期日までに、指定した書類を添え、市長又は公営企業管理者（以下「市長等」という。）にその旨を申し出なければならない。

3 入札保証金

入札参加者は、入札見積金額の100分の5以上の額（法第234条の3の規定による長期継続契約を締結しようとする者にあつては見積金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の5以上の額）の入札保証金を入札前に納めなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

4 入札等

- (1) 入札参加者は、設計図書及び仕様書等を熟覧し、刑法、独占禁止法等の規定に抵触する行為をしない旨の誓約書を提出のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書及び仕様書等について疑義がある

ときは、関係職員の説明を求めることができる。

- (2) 入札書は、公告又は指名通知書に示した方法により、入札書の提出期限までに提出しなければならない。
- (3) ぐんま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）による入札（以下「電子入札」という。）においては、入札書を入力画面上において作成するものとする。この場合、くじ入力番号欄に任意の3桁の数字を入力するものとする。
- (4) 紙の入札書による入札（以下「紙入札」という。）においては、契約規則第62条第1項第2号に規定する入札書により作成するものとする。入札書の押印を省略する場合は、入札書の余白に「発行責任者及び担当者」の氏名及び電話番号を記載するものとする。
- (5) 前号に規定する入札書は、工事等の名称及び場所、入札者名を記載した封筒に封入し、提出しなければならない。
- (6) 入札参加者は、消費税法（昭和63年法律第108号）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (7) 入札書提出後は、いかなる理由があっても入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

5 入札の参加

- (1) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を提出しなければならない。
- (2) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (3) 入札参加者は、自治令第167条の4第2項各号の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- (4) 同一物品購入等において、入札参加者の間に資本関係又は人的関係があると認められる場合は、当該物品購入等の入札に参加できない。

6 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまではいつでも入札を辞退することができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様とする。
- (2) 電子入札の場合、入札参加者は、入札辞退届を入力画面上において作成のうえ、入札書提出期限までに電子入札システムにより提出するものとする。

る。ただし、電子入札システムにより辞退することができない場合は、入札辞退届（前橋市入札執行要領様式第1号）を入札執行者に直接提出するものとする。

- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

7 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者は、公正な入札の確保のための調査への協力を求められたときは、その求めに応じなければならない。

8 入札の取りやめ等

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないおそれがあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 適正に入札を執行するために必要があるときは、入札中であっても、入札の中断等を行うことがある。
- (3) 入札者がいない、又は入札の辞退等により入札者が1人のときは、入札を中止する場合がある。

9 無効の入札

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札は無効とする。
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札は無効とする。
- (3) 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者のした入札は無効とする。
- (4) 入札書に添付して提出することが求められている積算内訳書その他の資料（以下「添付資料」という。）を提出しない者又は不備のある添付資料

を提出した者のした入札は無効とする。

- (5) 記名押印等の必要な事項の記載ない入札（押印を省略する場合、「発行者及び担当者」の氏名及び電話番号がない入札。電子入札の場合は、電子認証を取得していない者のした入札）は無効とする。
- (6) 金額を訂正した入札書による入札は無効とする。
- (7) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札は無効とする。
- (8) 明らかに連合によると認められる入札は無効とする。
- (9) 同一事項の入札について、2人以上の代理をした者の入札は無効とする。
- (10) 前橋市入札執行要領第13条の2の規定により錯誤があったと認められる入札は無効とする。
- (11) その他入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。

10 失格

- (1) 電子入札の場合、入札書提出締切日時までに入札書を提出しないときは失格とする。
- (2) 紙入札の場合、入札の開始時に入札会場に出席していないときは失格とする。
- (3) 最低制限価格を設ける入札において、入札書の記載金額が最低制限価格未満である者は失格とする。
- (4) 入札執行者の指示に従わない者は失格とする。

11 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設ける入札においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

12 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定

- (1) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、紙入札の場合、直ちに該当入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。電子入札の場合は、電子入札システムの備える電子くじにより落札者を定める。
- (2) 前号の場合において、該当入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

1 3 入札不調

- (1) 最低制限価格を設定する入札において、全員の入札書の記載金額が最低制限価格未満であるときは不調とする。
- (2) 落札者がいないときは不調とする。

1 4 契約保証金

- (1) 落札者は、契約の締結に際し、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- (2) 契約保証金は、金融機関の保証に代えることができる。
- (3) 契約保証金は、履行保証保険契約を締結したときは、免除する。

1 5 契約の締結

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が前号に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札は、その効力を失う。
- (3) 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに、請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければならない。

1 6 免税事業者届出書

落札者は、免税事業者である場合は、免税事業者届出書（前橋市入札執行要領様式第3号）を提出しなければならない。

1 7 暴力団による当該契約の履行に対する妨害又は不当要求を受けたときの報告

契約の相手方（元請業者）は、自ら又は下請業者が、前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団」という。）による当該契約の履行に対する妨害又は不当要求を受けたときは、発注者へ報告するとともに、警察へ被害届を提出すること。また、下請業者が暴力団による当該契約の履行に対する妨害又は不当要求を受けたときは、元請業者へ速やかに報告を行うよう指導すること。

1 8 異議の申立

入札をした者は、入札後、この注意事項、設計図書及び仕様書についての

不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この注意事項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この注意事項は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。